

# 一般社団法人日本学校歯科医会

## 平成27・28年度「生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくり推進事業」 実施要項

### 1 趣 旨

我が国の幼児・児童生徒（以下、「子ども」という。）の歯・口の健康づくりの取組は、これまでむし歯予防を中心に展開され、成果を上げてきた。しかしながら、近年、歯周病や咀嚼・摂食にかかわる口腔機能の未発達などの課題が指摘され、とりわけ、生活習慣に起因する歯周病等の生活習慣病の予防は国民的な課題となっている。また、平成7年度より学校における歯科健康診断に導入された「CO」「GO」についても、その事後措置の在り方等にかかわる課題が残されており、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等の各学校で子どもの発達段階や特性に応じた継続的な教育・指導を進めるとともに、望ましい生活習慣の形成を目指して学校・家庭・地域社会が連携して子どもの生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくりをより効果的に展開していくことが求められている。

よって、これまでの「むし歯予防」や「歯・口の健康づくり」推進指定校の成果と学校保健安全法の趣旨を踏まえつつ、平成17年度より実施している「生活習慣病の予防等を目指した歯・口の健康づくり調査研究事業」を発展的に継続し、生涯にわたる健康づくりの源である望ましい生活習慣の形成につながる歯・口の健康づくりの取組について研究を進め、学校歯科保健のさらなる充実と子どもの生きる力の育成に資することを目的として当事業を実施する。

### 2 事業実施主体 一般社団法人日本学校歯科医会

### 3 事業のテーマと重点課題

事業テーマ：望ましい生活習慣の形成を目指す歯・口の健康づくり

重点課題：平成27・28年度の当事業の重点課題は、次の3つとする。

推進校・推進地域は、いずれかを選択して重点的な取組を行うとともに、事業テーマに添って2年間にわたり総合的に歯・口の健康づくりを行う。

- ① むし歯や歯周病の予防方法の理解と実践
- ② 学校生活における歯・口のけがの防止と環境づくり
- ③ 食べる機能や食べ方の発達支援を通じての実践的な歯・口の健康づくり

### 4 事業の取組内容

- (1) 各地域における子どもの歯・口の健康に関する実態の把握と問題点の整理
- (2) 生活習慣病の予防など新たな課題の解決や望ましい生活習慣の形成を目指した歯・口の健康づくりに関する指導計画の作成及び指導と評価の進め方
- (3) 子どもの歯・口の健康づくりのための学校、家庭、地域を中心に、医療機関の連携の在り方

### 5 事業実施期間

平成27年4月1日より平成29年3月31日までとする。

## 6 実施方法

- (1) 都道府県教育委員会ならびに日本学校歯科医会加盟団体である都道府県歯科医師会・学校歯科医会（以下、「選定団体」という）は、日本学校歯科医会の依頼により、両会で必ず協議の上、事業課題ならびにその課題に取り組む幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のいずれか1校（園）（以下、「推進学校」という）、もしくは当該学校を中核とする地域（以下、「推進地域」という）を選定し、所定の推薦書に、課題に対する考え方や取組の要旨を記して、日本学校歯科医会へ推薦する。
- (2) 実施にあたっては、委嘱された学校もしくは地域に対して単年度15万円（2年間の事業期間で30万円）を上限として、日本学校歯科医会が事業経費を交付する。
- (3) 推薦できる学校もしくは地域は、原則として各都道府県当たり1校もしくは1地域とし、53（日本学校歯科医会加盟団体の地区）の学校・地域を限度とする。
- (4) 推薦書に記された各課題に対する考え方や取組の要旨をもとに審査し、委嘱する推進校もしくは推進地域を決定する。なお、審査は当事業推進委員会で行い、理事会で決定する。決定後本会より委嘱決定通知を選定団体へ送付する。

### ■事務的手続き

委嘱を受けた推進学校もしくは推進地域は、日本学校歯科医会が定める様式にて事業開始前に「平成27年度事業計画書」ならびに「平成27年度事業予算書」を作成し、また、1年次（平成27年度）終了時に「事業中間報告書」ならびに「平成27年度事業決算書」を作成し、日本学校歯科医会に提出する。なお、事業計画書ならびに予算書ともに選定団体においてその内容を必ず確認すること。

○提出の期日は次の通りとする。

- ① 「平成27年度事業計画書」ならびに「平成27年度事業予算書」

提出期日：平成27年5月15日

- ② 「事業中間報告書」ならびに「平成27年度事業決算書」

提出期日：平成28年3月31日

○事業2年次（平成28年度）については、2年次事業開始前に「平成28年度事業計画書」ならびに「平成28年度事業予算書」および事業終了時に「事業報告書」ならびに「平成28年度事業決算書」を提出すること。提出の期日等は後日、日本学校歯科医会より通知する。

### ■その他

○委嘱を受けた推進学校もしくは地域は、当事業のより円滑な実施を図るため選定団体である都道府県教育委員会、都道府県歯科医師会・学校歯科医会の関係者を含めた推進機関（例：「生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくり推進委員会（仮称）」等）を設置すること。

○委嘱を受けた推進学校もしくは推進地域は2年間の委嘱期間のうち、少なくとも1回以上は、当該事業に関する研究発表会等を開催し、当該推進学校や地域へ『「生きる力」をはぐくむ歯・口の健康づくり』の普及啓発に努めること。

なお、この研究発表会等の規模、参加対象者等は問わないが、開催にあたっての費用は日本学校歯科医会が交付する当事業経費より支出する。

○日本学校歯科医会は、望ましい生活習慣形成を目指す歯・口の健康づくりのさらなる推進ならびに子どもの歯・口の健康に関する実態と問題点の整理を目的とし、推進校もしくは推進地域に対して、年度1回（事業期間中2回）、子どもの歯・口の健康にかかわる実態調査を実施し、推進校もしくは地域はこの調査に協力すること。なお、日本学校歯科医会は、当調査の結果を選定団体、推進校もしくは推進地域に報告するとともに、本会の会誌、広報紙、ホームページにも調査結果を掲載する場合がある。

## **7 連絡協議会の開催**

日本学校歯科医会は、本事業の適切な実施と円滑な推進を図るため、当事業推進に当たっての説明を兼ねて、原則として事業初年度に「連絡協議会」を開催する。当協議会には推進校もしくは推進地域の学校関係者、学校歯科医のほか、選定団体の担当者も出席すること。なお、当協議会出席にあたっての旅費交通費等諸経費は本会が交付する事業経費より支出する。

## **8 事業経費について**

日本学校歯科医会は、委嘱した推進学校もしくは推進地域、選定団体の代表者又は会計事務に関する権限を委任された者に対し、提出された予算書に基づき事業経費を交付する。経費支出額は1学校（地域）あたり単年度15万円、事業実施期間で計30万円を上限とする。

なお、事業経費は当該事業計画に基づき、事業推進のための会議費、旅費交通費、講師料、印刷費、需用費（事業推進のために必要不可欠な備品購入も含む）、借料等に使用するものとする。

## **9 その他**

日本学校歯科医会は、必要に応じ、本事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことがある。